

県計又は市計	件数	計																		
	面積 ha	計																		

：一般の土地取引

：マンション等区分所有の取引

- (1) 登記原因が売買、払下げ又は買収である取引を対象として、市区町村別の取引件数及び面積を取りまとめ、都道府県内又は政令指定都市内で合計する。
- (2) 月別の土地取引件数・面積は、登記申請の受付月ごとの土地取引件数・面積とする。
- (3) 面積はha単位とし、四捨五入により小数点以下第1位まで記入する。
- (4) マンション等区分所有の取引の面積は、敷地面積に持分割合を乗じた面積とする。